

## 持続可能な消防団組織の構築に関する報告書

令和 7 年 7 月

南相馬市消防団組織等検討委員会

## はじめに

消防団員は、それぞれが本業を持つ傍ら、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域防災の要として、消防防災活動を行っています。その活動は、消火活動のみならず、大規模災害時における救助救出活動や避難誘導のほか、平常時における住民への防火指導や巡回広報、特別警戒など、地域に密着した活動を展開しており、消防団は地域における消防力・防災力の向上と地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしています。

近年、局地的な豪雨や大型台風などによる風水害が激甚化・頻発化しており、地震も各地で発生しています。本市においても、東日本大震災をはじめ、令和元年東日本台風、令和3年と令和4年の地震、令和5年台風第13号により、大規模な災害で大きな被害を受けました。

消防庁では、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律）」において、消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠かすことのできない代替性のない存在」と位置付けており、消防団への期待は非常に高まっています。

一方、日本の人口は減少局面を迎える、消防団員数は全国的に減少傾向にあり、本市の消防団も団員の確保に苦慮している現状です。

限られた資源で、いかに消防団の充実強化と地域防災力の維持・強化を図るかが課題となっています。

このような背景から、本市の実情と地域のニーズに適切に対応し、将来にわたくつて消防団が地域防災力を十分に發揮するための『持続可能な消防団体制』を構築する必要があります。

南相馬市消防団では、令和元年度から令和7年7月までに消防団組織等検討委員会のほか消防団幹部会等を含め、18回の協議を行い、改善案のうち可能な取組等については、随時実施してきました。

この度、これまでの検討結果を踏まえ、消防団員数の減少を前提としながら、活動しやすい環境を整備し、団員の負担を軽減するとともに、団員個々の資質と組織全体の能力向上を図るために取組むべき施策等について、検討委員会として取りまとめましたので報告します。

令和7年7月

南相馬市消防団 団長 片岡 芳廣

## 目 次

<b>第1章 南相馬市消防団の現状と課題</b> .....	3
1 団員数の減少と高齢化 .....	3
2 勤務形態の変化 .....	8
3 団員数減少に伴う部の統合 .....	9
<b>第2章 課題と対応策の整理</b> .....	13
<b>第3章 持続可能な消防団組織構築のための対応策</b> .....	14
1 活動しやすい体制づくり .....	14
2 消防力の維持・向上 .....	20
3 消防団員の確保 .....	27
<b>第4章 スケジュール（案）</b> .....	28
<b>第5章 令和7年度南相馬市消防団組織等検討委員会委員名簿</b> .....	29

# 第1章 南相馬市消防団の現状と課題

## 1 団員数の減少と高齢化

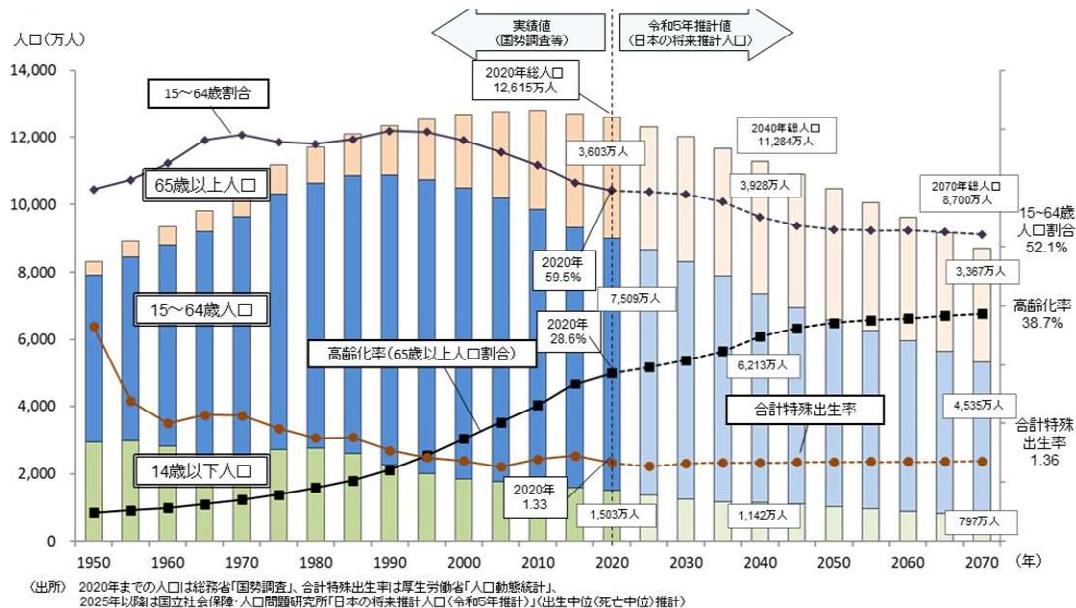
### (1) 人口の減少

日本の人口は減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。

本市においても、震災前の平成22年から人口は21%減少しています。

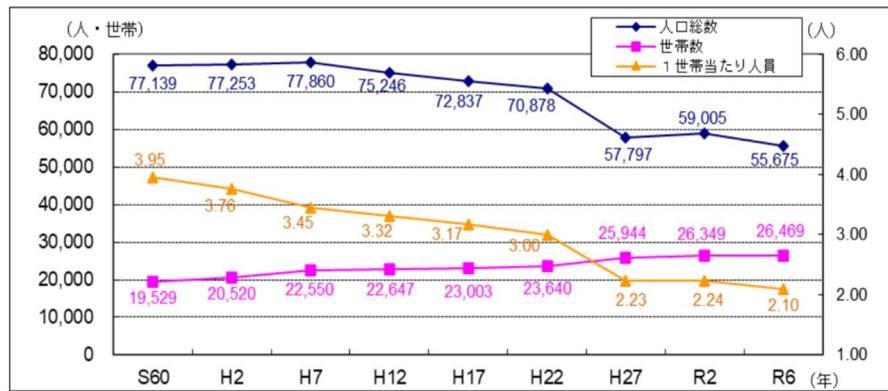
これは、消防団入団候補者の大幅な減少でもあります。

#### ●日本の人口等の推移



(厚生労働省HPより)

#### ●南相馬市の人口等の推移



出典: 総務省「国勢調査」 (H17年以前は小高町・鹿島町・原町市の合算)  
R6年は福島県企画調整部統計課編「福島県の推計人口」より作成 (10月1日現在)

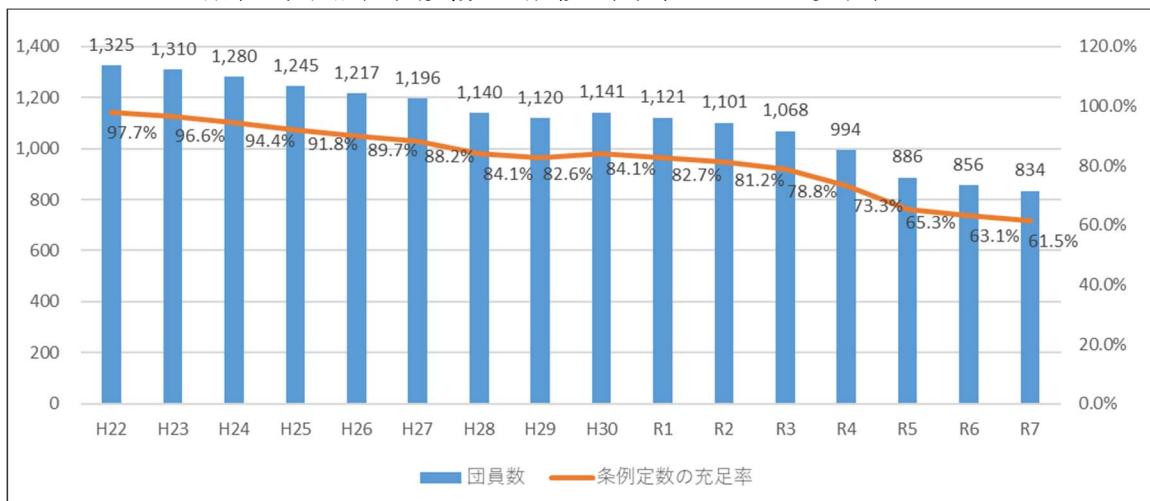
(南相馬市「まちDス2024」より)

## (2) 本市消防団における団員数の推移

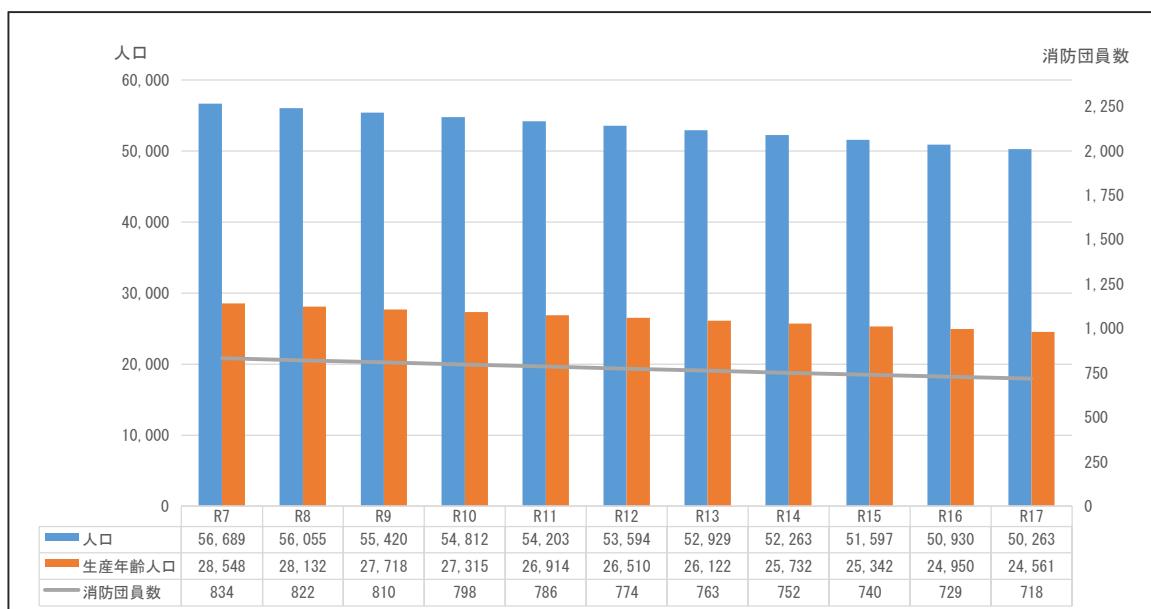
本市消防団員は、東日本大震災前の平成 22 年には 1,325 人でしたが、令和 7 年には 834 人まで減少しており、本市の人口推計を基に推計すると、10 年後である令和 17 年には 718 人程度まで減少するものと見込まれます。

定員（条例定数）1,356 人に対する充足率も、97.7%（平成 22 年）から 61.5%（令和 7 年）となり、実人員との差異が大きくなっています。

### ●これまでの南相馬市消防団員数の推移（毎年 4 月 1 日現在）



### ●南相馬市の人団員数の推計



※南相馬市の生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満の人口）と同じペースで消防団員数も減少していくものとして推計。

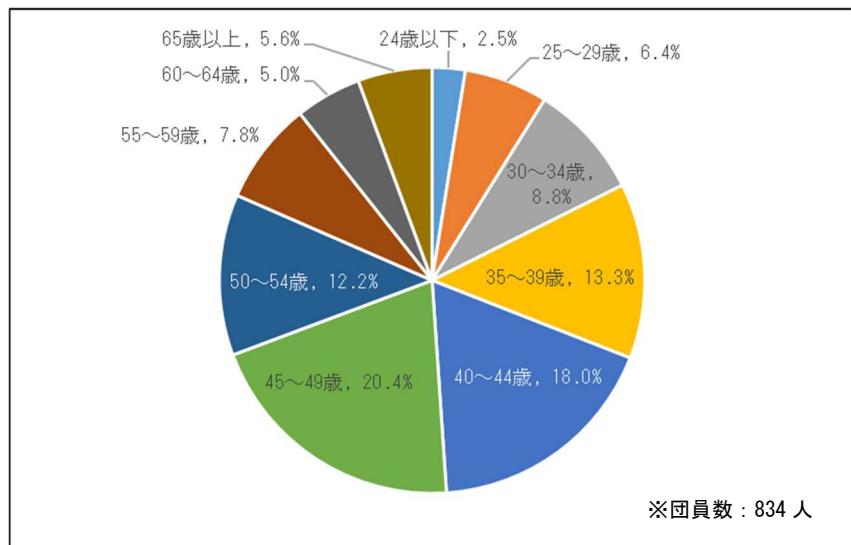
※人口・生産年齢人口の推計値は、「南相馬市第三次総合計画」（令和 5 年 3 月）の「ベース推計人口」による。各年 10 月 1 日における、住民票の有無を問わず本市に現住されている方の人口で、推計時までの取組の成果が維持されたものとして推計したもの。

### (3) 本市消防団員の年齢構成

本市消防団員の平均年齢は44.8歳で、5歳刻みで分けると、35歳～54歳の年齢層が多い状況です。35歳未満の団員は、それ以降の年齢層と比べ少ない割合であり、60歳以上の団員（機能別団員を含む。）の比率は上昇傾向にあります。

人口減・少子高齢化の状況も踏まえ、今後、団員数や年齢構成の維持については困難が増していくことが想定されます。

#### ●南相馬市消防団の年齢構成（令和7年4月1日現在）



#### ●南相馬市消防団の60歳以上の団員数等の推移



#### (4) 県内他市の状況（参考）

県内他市では、団員数の減少に伴い、令和元年度以降、条例定数の改正を行っています。

本市における団員数は人口当たりでは県内 13 市中 6 番目の人数であり、相対的に低い水準ではありませんが、生産年齢人口（15～64 歳）の減少率は県内で最も高く、今後も当面の間、団員数の維持は困難が見込まれます。

のことから、本市においても、条例定数の見直しは、やむを得ない状況です。

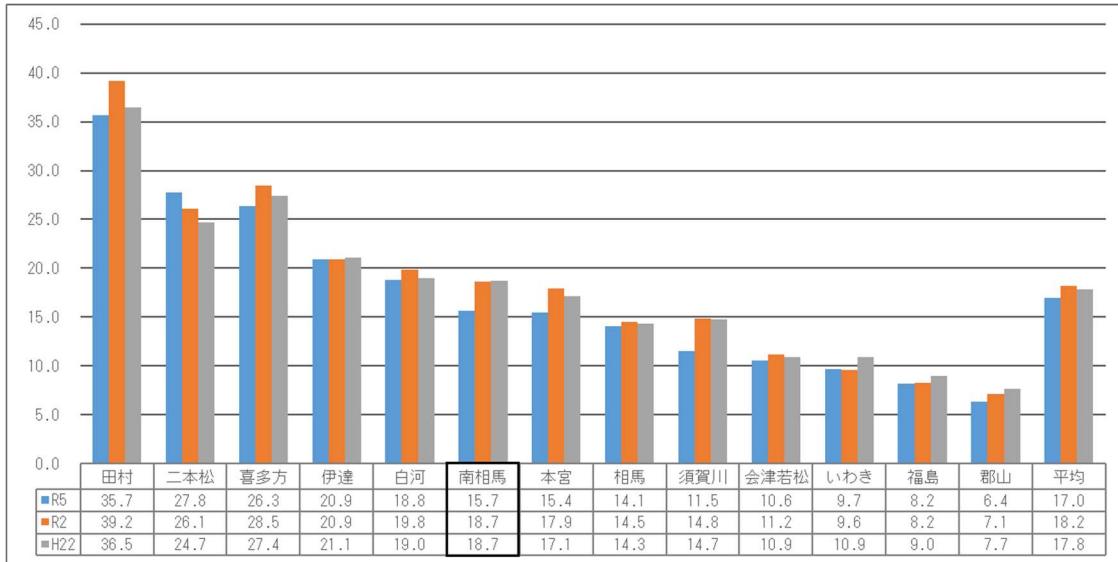
#### ●県内他市の条例定数見直し状況

No.	自治体名	改正有無 ※1	改正時期 ※1※2	条例定数			
				改正後 ※1	改正前 ※1	増減	増減率
1	福島市	○	R5. 4. 1	2, 587	2, 660	▲ 73	-2. 7%
2	二本松市	○	R4. 4. 1	1, 473	1, 492	▲ 19	-1. 3%
3	伊達市	○	R4. 4. 1	1, 323	1, 515	▲ 192	-12. 7%
4	本宮市	○	R5. 4. 1	488	541	▲ 53	-9. 8%
5	郡山市	○	R2. 4. 1	2, 500	2, 700	▲ 200	-7. 4%
6	須賀川市	○	H31. 4. 1	998	1, 221	▲ 223	-18. 3%
7	田村市	○	R7. 4. 1	1, 000	1, 412	▲ 412	-29. 2%
8	白河市	×		1, 294	1, 294		
9	会津若松市	○	R6. 4. 1	1, 139	1, 436	▲ 297	-20. 7%
10	喜多方市	○	R4. 4. 1	1, 300	1, 436	▲ 136	-9. 5%
11	相馬市	○	R5. 4. 1	547	560	▲ 13	-2. 3%
12	いわき市	○	R4. 9. 22	3, 200	3, 800	▲ 600	-15. 8%
13	南相馬市	今回改正	R8. 4. 1	1, 075	1, 356	▲ 281	-20. 7%
平均				1, 456	1, 648	▲ 208	-12. 5%

※1 各市の例規情報等を基に南相馬市で作成。

※2 複数回改正を行っている場合、直近の改正時期を掲載。

## ● 人口千人当たり消防団員数



※人口は、10月1日現在であり、R5は福島県統計課「福島県の推計人口」による推計人口を、R2・H22は、統計局「国勢調査」による常住人口を使用した。

※団員数は、4月1日現在であり、各年度とも福島県「消防防災年報」の団員数を使用。

## ● 人口及び生産年齢人口の推移

東日本大震災等前からの人口の減少率は、県内で本市が最も高い状況にあります。

No.	自治体名	常住人口（国勢調査人口）			うち、生産年齢人口（15～64歳）		
		R2 (人)	H22 (人)	増減率 (%)	R2 (人)	H22 (人)	増減率 (%)
1	福島市	282,693	292,590	-3.4%	165,508	180,618	-8.4%
2	二本松市	53,557	59,871	-10.5%	29,341	36,188	-18.9%
3	伊達市	58,240	66,027	-11.8%	31,236	39,060	-20.0%
4	本宮市	30,236	31,489	-4.0%	17,775	19,571	-9.2%
5	郡山市	327,692	338,712	-3.3%	200,216	217,826	-8.1%
6	須賀川市	74,992	79,267	-5.4%	43,936	49,946	-12.0%
7	田村市	35,169	40,422	-13.0%	18,906	23,601	-19.9%
8	白河市	59,491	64,704	-8.1%	34,797	40,373	-13.8%
9	会津若松市	117,376	126,220	-7.0%	66,754	75,972	-12.1%
10	喜多方市	44,760	52,356	-14.5%	23,376	29,232	-20.0%
11	相馬市	34,865	37,817	-7.8%	19,761	22,832	-13.5%
12	いわき市	332,931	342,249	-2.7%	190,243	208,667	-8.8%
13	南相馬市	59,005	70,878	-16.8%	32,513	42,196	-22.9%
	平均	116,231	123,277	-8.3%	67,259	75,852	-14.4%

※統計局「国勢調査」から作成

## 2 勤務形態の変化

日本における消防団員の職業構成は、下図のとおり、昭和40年頃は被用者の割合は3割未満でしたが、現在は全国平均で7割程度まで増加しており、サラリーマン化（勤め人化）が進んでいます。

本市消防団における被用者の比率は約8割であり、昼間の火災等への出動人員確保には、団員各位や勤務先の理解が欠かせません。

そのため、団員募集と並行して、広報活動や企業訪問などを通し、消防団の活動や意義等について普及啓発活動を続けていく必要があります。



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

(出典：消防庁)

### 3 団員数減少に伴う部の統合

本市消防団の体制（※）は、東日本大震災以前は3区団・12分団・98部でしたが、部を統合・再編し、令和7年現在は63部になっています。

東日本大震災の影響により、本市の行政区の一部では統合や閉区が行われましたが、消防団においても人数が減少し、活動が困難となる部が生じました。

そのため、活動が困難となった部は、近隣の部と統合し、管轄する地区を広域化することで、組織として活動するための人数を確保しています。

部の人数が少なくなった場合、出動に必要な人員を確保することが難しくなるほか、平時における車両・小型動力ポンプ等の維持管理や夜警等の広報活動も困難となり、その結果、所属団員1人当たりの負担が増加し、さらなる退団や新入団の忌避へと繋がる、負のスパイラルに陥るおそれがあります。

#### ※本市消防団の体制 区団・分団・部について

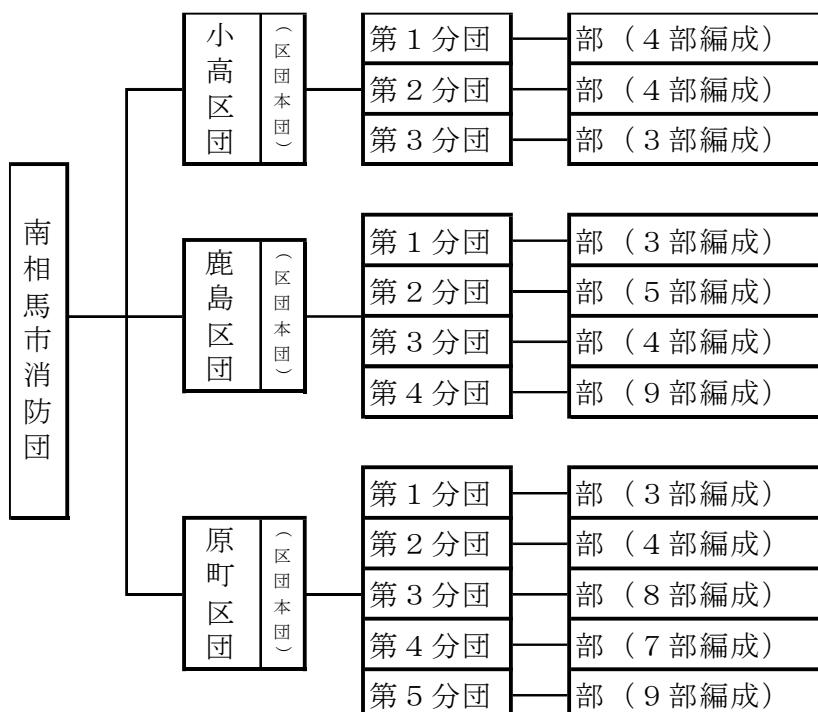
区団は、小高区団・鹿島区団・原町区団の3区団に分かれています。

分団は、それぞれ各区内のおおまかな地区を管轄する活動単位です。

部は、消防団における最も基礎的な活動単位です。全体的に1つの部が、

1か所の消防屯所を拠点に、消防車両・小型動力ポンプ各1台を運用し活動しています。

#### ●南相馬市消防団組織構成（概略図）



●これまでの部の統合等状況

区団	分団	管轄地区	部の数	
			H22	R7
小高区団	第1分団	中部	8	4
	第2分団	西部	10	4
	第3分団	東部	11	3
	小計		29	11
鹿島区団	第1分団	鹿島	5	3
	第2分団	真野	8	5
	第3分団	八沢	6	4
	第4分団	上真野	11	9
	小計		30	21
原町区団	第1分団	原町	8	3
	第2分団	太田	6	4
	第3分団	大甕	9	8
	第4分団	高平	7	7
	第5分団	石神	9	9
	小計		39	31
合計			98	63

※一般の部の数（ラッパ部・本部（本団）等を含まない）

●団員数と部の統合状況（令和7年4月1日現在）

【小高区団】

所属		団員数
本団		7
本団ラッパ部		9
第一分団 中 部	本部	-
	第1部	南小高（一区、二区、三区、四区、五区）
	第2部	4部に統合（川原田）
	第3部	4部に統合（岡田）
	第4部	川原田、岡田、吉名
	第5部	片草、小高
	第6部	5部に統合（小高）
	第7部	大井、塚原
	第8部	7部に統合（塚原）
	分団計	
第二分団 西 部	本部	-
	第1部	飯崎、角間沢
	第2部	小谷、摩辰
	第3部	5部に統合（南鳩原）
	第4部	5部に統合（北鳩原）
	第5部	羽倉、鳩原、大富
	第6部	5部に統合（大富）
	第7部	金谷、川房、大田和、小屋木
	第8部	7部に統合（川房）
	第9部	7部に統合（大田和）
	第10部	7部に統合（小屋木）
	分団計	
第三分団 東 部	本部	-
	第1部	3部に統合（女場、福岡）
	第2部	5部に統合（村上）
	第3部	泉沢、女場、福岡、上耳谷、下耳谷、神山
	第4部	5部に統合（角部内）
	第5部	姥沢、村上、角部内
	第6部	7部に統合（井田川）
	第7部	浦尻、井田川、下浦、行津、上浦
	第8部	7部に統合（下浦）
	第9部	7部に統合（行津、上浦）
	第10部	3部に統合（上耳谷、下耳谷）
	第11部	3部に統合（神山）
分団計		32
小計		121
機能別団員計		28
区団合計		149

【鹿島区団】

所属		団員数
本団		10
本団ラッパ部		4
第一分団 鹿 島	本部	-
	機動部	第一分団の区域全域
	第1部	町（新町、西町、一区、二区、三区、四区）
	第2部	台田中、北右田
	第3部	2部に統合（北右田）
	第4部	行政区閉区（南右田）
	分団計	
	本部	-
	第1部	寺内、三里、西川原団地、大谷地
	第2部	江垂
第二分団 真 野	第3部	塩崎、川子
	第4部	3部に統合（川子）
	第5部	7部に統合（大内）
	第6部	7部に統合（鳥崎）
	第7部	小島田、大内、鳥崎
	第8部	上寺内
	分団計	
	本部	-
	第1部	南屋形、永田
	第2部	北海老、南海老
第三分団 八 沢	第3部	2部に統合（南海老）
	第4部	北屋形
	第5部	南柚木、永渡
	第6部	行政区閉区（港）
	分団計	
	本部	-
	分団計	
第四分団 上 真 野	本部	-
	機動部	第四分団の区域全域
	第1部	2部に統合（上柄窪）
	第2部	上柄窪、柄窪
	第3部	御山、白坂
	第4部	角川原
	第5部	横手
	第6部	山下
	第7部	機動部に統合（浮田、車川）
	第8部	岡和田、牛河内
	第9部	小山田
分団計		78
小計		227
機能別団員計		98
区団合計		325

【原町区団】

		所属	団員数		
本団			14		
本団ラッパ部			11		
本部		-	3		
第一分団 原 町	機動部	国見町、国見町団地、上町、西町、三島町、仲町、北町、小川町、本町、南町、本陣前、橋本町、栄町、大町、東町、旭町、二見町、青葉町	11		
	第1部	機動部に統合（橋本町、南町、上町、西町、本陣前、二見町、国見町、三島町）			
	第2部	機動部に統合（本町、北町、小川町、東町、仲町）			
	第3部	機動部に統合（栄町、大町、旭町、青葉町）			
	第4部	本部で管轄（錦町、桜井町、高見町、日の出町）			
	第5部	上渋佐	5		
	第6部	陣ヶ崎一、陣ヶ崎二	7		
	分団計		26		
第二分団 太 田	本部	-	3		
	機動部	上太田、片倉、矢川原、太田地区全域	8		
	第1部	機動部に統合（上太田、片倉、矢川原）			
	第2部	中太田、下太田、牛来	13		
	第3部	鶴谷、小木迫	8		
	第4部	高一、高二、益田	9		
	第5部	一分団6部に編成替え（陣ヶ崎）			
	分団計		41		
第三分団 大 甕	本部	-	3		
	第1部	北原	9		
	第2部	萱浜	6		
	第3部	北萱浜	11		
	第4部	零	7		
	第5部	大甕上、大甕下	11		
	第6部	小浜	8		
	第7部	江井、下江井	11		
	第8部	堤谷	1		
	第9部	小沢 ※沿岸部			
	分団計		67		
第四分団 高 平	本部	-	3		
	第1部	北泉	6		
	第2部	泉	10		
	第3部	下北高平、下高平	12		
	第4部	上高平一、上高平二	16		
	第5部	上北高平二	11		
	第6部	金沢	9		
	第7部	上北高平一、上北高平三	14		
	分団計		81		
第五分団 石 神	本部	-	3		
	第1部	大原、大谷	6		
	第2部	深野	11		
	第3部	信田沢	10		
	第4部	石神	12		
	第5部	押釜、高倉	10		
	第6部	馬場	13		
	第7部	大木戸一、大木戸二、牛越	9		
	第8部	長野、北長野、北新田	10		
	第9部	雲雀ヶ原一・二東・二西・三	11		
	分団計		95		
小計			335		
機能別団員計			25		
区団合計			360		

【総計】

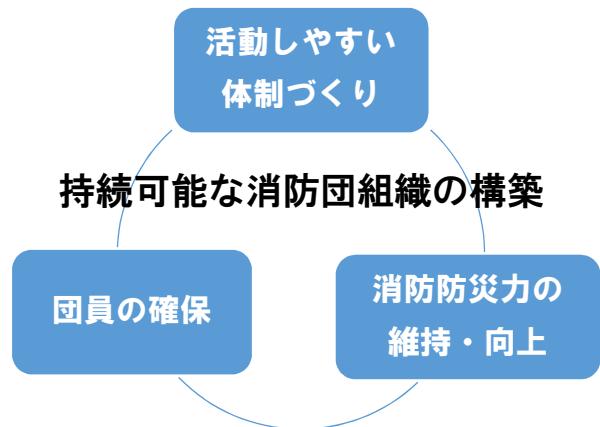
	基本団員	機能別団員	各区計
小高	121	28	149
鹿島	227	98	325
原町	335	25	360
計	683	151	834
総計	834		

## 第2章 課題と対応策の整理

### 【主な課題】

- 団員数の減少
- 団員の平均年齢上昇
- 勤務形態変化（勤め人化）

### 【対応策の柱】



### 【対応策の柱と主な取組】

- 活動しやすい体制づくり
  - 団員数減少と市の現状等を踏まえた分団・部の統合を引き続き推進
  - 区域間応援体制の強化
  - 行事や訓練の見直しによる団員負担の軽減
  - ICT技術を活用した情報収集・伝達システムの活用
- 消防力の維持・向上
  - 幹部体制の見直しにより、指揮系統の整理と意思決定の迅速化  
(併せて、重複していた会議を削減し幹部の負担を軽減)
  - 本団機能の強化
  - 機能別団員の活性化と連携強化
- 団員の確保
  - 事業所による「職域消防団」や、「学生消防団」等の制度導入を検討
  - 団員負担の軽減（訓練や行事の簡素化等の見直し）
  - SNS、消防団広報誌、イベント等の機会を活用し、若年層向け・移住者向け・家族向け等、対象を絞ったPR活動
  - 地域や市内企業と連携した団員募集活動

## 第3章 持続可能な消防団組織構築のための対応策

### 1 活動しやすい体制づくり

#### (1) 団員数の減少見込みと市の現状等を踏まえた分団・部の統合

以下のとおり、今後の消防団員数の減少を見込んだうえで、合併及び東日本大震災等を経た南相馬市の現状に対応し、将来にわたり消防防災力を発揮できる消防団の体制を構築するため、条例定数を1,075人とし、分団・部の統合を進めながら、活動しやすい体制づくりを行います。

##### (1. 1) 条例定数見直しの方針等

本市消防団における条例定数は1,356人で、合併前の3市町の定数合計を引き継いでいますが、東日本大震災や少子高齢化の影響等により、合併以前と比較して、本市の人口や地域ごとの居住実態は大きく変化しているほか、団員数に係る条例定数と実団員数に乖離が生じています。

そのため、合併以降の本市の変化と、今後における本市の人口推移予測を踏まえ、適正な条例定数へと見直したうえで、将来にわたり消防防災力を発揮できる体制づくりを行う必要があります。

なお、この見直しは定数について行うものであり、実団員数を制限又は削減するものではなく、消防団の活動に影響が生じるものではありません。

また、今回行う条例定数の見直しは、将来における団員加入上限を定めるものではありません。今後、将来的に社会情勢が変化し人口が増加局面に転じた際には、消防需要も増大することが想定されることから、団員数が増加する状況にあっては、新たな実態に合わせた適正な条例定数へ増員する必要があります。

## （1. 2）団員数の基準

消防庁は「消防力の整備指針」において、消防団員数について、「地域の実情に応じて必要な数」と規定していますが、具体的な算出方法には特段の定めがありません。

## （1. 3）定数改正の考え方

他自治体における条例定数改正時の考え方としては、主として、団員の出動率等から求める方法と、車両等台数や部の数に必要人数を乗じて求める方法とが見受けられたことから、現状や必要性を踏まえて本市消防団が必要とする団員数について、次のとおり算定しました。

### A) 災害対応能力からの算定

東日本大震災の際と同等の災害対応能力を維持することを目標とします。

大震災における本市の最大出動団員数は 645 人（平成 23 年 3 月 12 日）でした。

消防庁の「東日本大震災における消防団員の活動等に関する調査結果」によると、大震災の発生直後に活動できた団員は 61% であったことから、大規模災害時における一般の出動率として 6 割と見込み、次のとおり条例定数（案）を算定しました。

$$\text{●最大出動数 } 645 \text{ 人 } \div \text{ 出動率 } 6 \text{ 割 } = \text{ 条例定数 } 1,075 \text{ 人}$$

### B) 火災対応能力からの算定

車両等を運用し、周囲の安全等も確認しながら消火活動を行うために必要な団員数について、小型ポンプ積載車は 1 台当り 4 人、より大型であるタンク車・ポンプ車は 1 台当り 5 人です。交代等を考慮すると、それぞれ 3 組以上の人員が確保できることが望ましいことを踏まえ、火災対応に必要な団員数を算定するものとしました。

なお、前項 A) で算定した条例定数 1,075 人との差分を大規模災害時や後方支援等に必要な人数として機能別団員数とし、次の表のとおり必要団員数をまとめました。

## ●見直し後の消防団員数（条例定数）（案）

項目	人数
小型ポンプ積載車運用に要する団員数	54台×4人×3組＝ 648 人
タンク車・ポンプ車運用に要する団員数	9台×5人×3組＝ 135 人
小計（正規団員数）	783 人
機能別団員の数	大規模災害時対応等に要する人数（前述） 292 人
総計	1,075 人

### （1. 4）区域間応援体制の強化と分団・部の統合

前記 第1章 3 (p. 9～) のとおり、東日本大震災に伴う避難や津波被災地の集団移転、行政区の閉区、人口減少などの要因によって、構成単位である部の団員数が減少したところでは、車両の運用や部自体の運営が困難になることに加え、毎回同じ団員が火災対応や各種活動に出動等をすることになり、残された団員への負担が増加するという問題が生じています。

そのため、消防団では、地域の実情に鑑み、分団・部を統合しながら、区域間の応援体制の強化を図り、広域的・全市的に火災等対応にあたる体制を推進しています。

引き続き、地元や団員の意向を踏まえ、団員数減少により活動ができない状況や特定の団員に過剰な負担がかかる状況の解消を図っていく必要があります。

なお、統合による機能集約は、組織充実を図るうえで有効である一方、管轄範囲が広がりすぎると地元との結びつきが薄れ、場合によっては「自分の地元ではない区域を守るのは自分でなくても良いのではないか」という意識が生まれ、活動意欲が弱まってしまうとの団員の声もあります。

統合に当たっては、地元行政区にも丁寧に説明を行い、十分な理解を得て進めていく必要があることから、地域ごとの実情を十分に踏まえ、慎重な協議と検討を重ねて進めていく必要があります。

●令和8年度時点及び将来の部の統合イメージ

区団	管轄地区	面積(km <sup>2</sup> )	住基人口 R6.9現在	R7			R8～統合イメージ		
				分団	分団団員数	部の数	分団	R8 部の数	R17(試算) 部の数
小高	中部	14.48	3,488	第1分団	35	4	第1分団	3	3
	西部	53.33	1,690	第2分団	38	4			
	東部	23.90	1,037	第3分団	32	3			
	小計	91.71	6,215		105	11			
鹿島	鹿島	5.33	2,874	第1分団	29	3	第1分団	3	2
	真野	17.95	2,828	第2分団	57	5	第2分団	5	2
	八沢	17.08	1,222	第3分団	49	4	第3分団	4	2
	上真野	67.81	2,757	第4分団	78	9	第4分団	9	3
	小計	108.17	9,681		213	21		21	9
原町	原町	13.66	24,032	第1分団	26	3	第1分団	3	2
	太田	27.98	2,151	第2分団	41	4	第2分団	4	1
	大甕	18.15	2,588	第3分団	67	8	第3分団	8	3
	高平	19.02	2,567	第4分団	81	7	第4分団	6	4
	石神	119.89	8,777	第5分団	95	9	第5分団	9	4
	小計	198.7	40,115		310	31		30	14
合計		398.58	56,011		628	63		54	26

※分団団員数 …… 本団所属者及び機能別団員を含まないため、合計は団員の総数  
とは一致しない。

※部の数 …… 一般の部の数（ラッパ部・本部（本団）等を含まない）

※R17（試算） …… 将来における消防団員数の推計等を踏まえ統合のイメージとして  
試算したものであり、実際の統合予定とは異なる場合がある。

## ●今後の統合の検討状況（参考）

### 【小高区団】

現在の3分団体制から、1分団3部体制へ変更予定

### 【鹿島区団】

分団 (現在の部体制)	統合方針等
第一分団 (3部体制)	◇当面は現状体制を維持する ◇数年後に機動部と第1部の統合を検討
第二分団 (4部体制)	◇将来的に2部体制とすることを検討
第三分団 (4部体制)	◇当面は現状体制を維持する ◇将来的に2部体制とすることを検討
第四分団 (8部体制)	◇機動部の体制強化のため、近隣部での統合を検討

### 【原町区団】

分団 (現在の部体制)	統合方針等
第一分団 (4部体制)	◇統合を検討したが、当面統合予定なし
第二分団 (4部体制)	◇全ての部を統合し1部体制とすることを検討中
第三分団 (9部体制)	◇当面は現状体制を維持する ◇将来的に隣接部を統合し、各部15名の3部体制を検討
第四分団 (7部体制)	◇第1部を第2部に統合することを検討中
第五分団 (9部体制)	◇当面は現状体制を維持する

※消防団として検討中の案をまとめたものであり、実際の統合にあっては地元行政区等と協議しながら進めていくため、実際の統合予定とは異なる場合がある。

## **(2) 行事や訓練の見直しによる団員負担の軽減**

消防庁の「消防団員の処遇等に関する検討会」では、若年層の加入のためには、「消防団活動は厳しく負担が重い」というイメージを払拭する必要があると報告されています。

本報告書を作成するまでの検討・協議等の経過においても、操法大会の負担軽減（希望チームのみの参加制や、上位の県大会の実施に合わせた隔年での市大会開催など）や、検閲式等各種行事の実施時間短縮等を先行して実施しています。

今後も不断の見直しを行い、各種行事及び訓練の簡素化や拘束時間短縮等を進め、団員負担の軽減を図ることで、現職団員の維持や消防団の魅力向上につなげていきます。

## **(3) ICT（情報通信技術）の活用による団員負担の軽減**

消防団活動に伴う各種の連絡や火災・災害時における出動者の集計等、情報収集・伝達に係る団員の負担は、決して軽くないものでした。

これらの負担を軽減するため、南相馬市消防団では、令和5年から情報共有アプリ「オクレンジャー」を導入しました。各種連絡等の一斉配信のほか、出欠確認や照会への回答の取りまとめ等も行うことができ、情報共有等の円滑化が図られています。

今後、人事関係手続きをオンライン化し、団員の書類提出等の負担の軽減を図るなど、ICT（情報通信技術）を活用した取組について検討・推進していきます。

## 2 消防力の維持・向上

活動しやすく、消防力を効率的に発揮できる消防団組織を構築するため、次により体制強化等の取組を行います。

### (1) 指揮系統の整理と意思決定の迅速化（副団長の役割の整理）

幹部の役割分担を整理し、指揮系統の整理と意思決定の迅速化を図ります。

#### 【これまでの幹部体制】

これまでの組織体制では、団長（以下、「団長」）・副消防団長（以下、「副団長」）階級は、団長（兼区団長）1名、副団長（兼区団長）2名、副団長（兼副区団長）3名の6名体制により、団全体及び区団を統括・指揮しています。

消防団の重要事項等を協議する「幹部会」は、分団長階級以上の合計23名で実施する体制です。

また、「区団幹部会」を副分団長階級以上で実施し、区団における重要事項等の協議や情報共有等を行っています。

#### 【新しい幹部体制】

令和8年度以降は、団長1名は、消防団全体の統括・指揮に専念し、副団長2名が団長を補佐して団の統括等を行います。

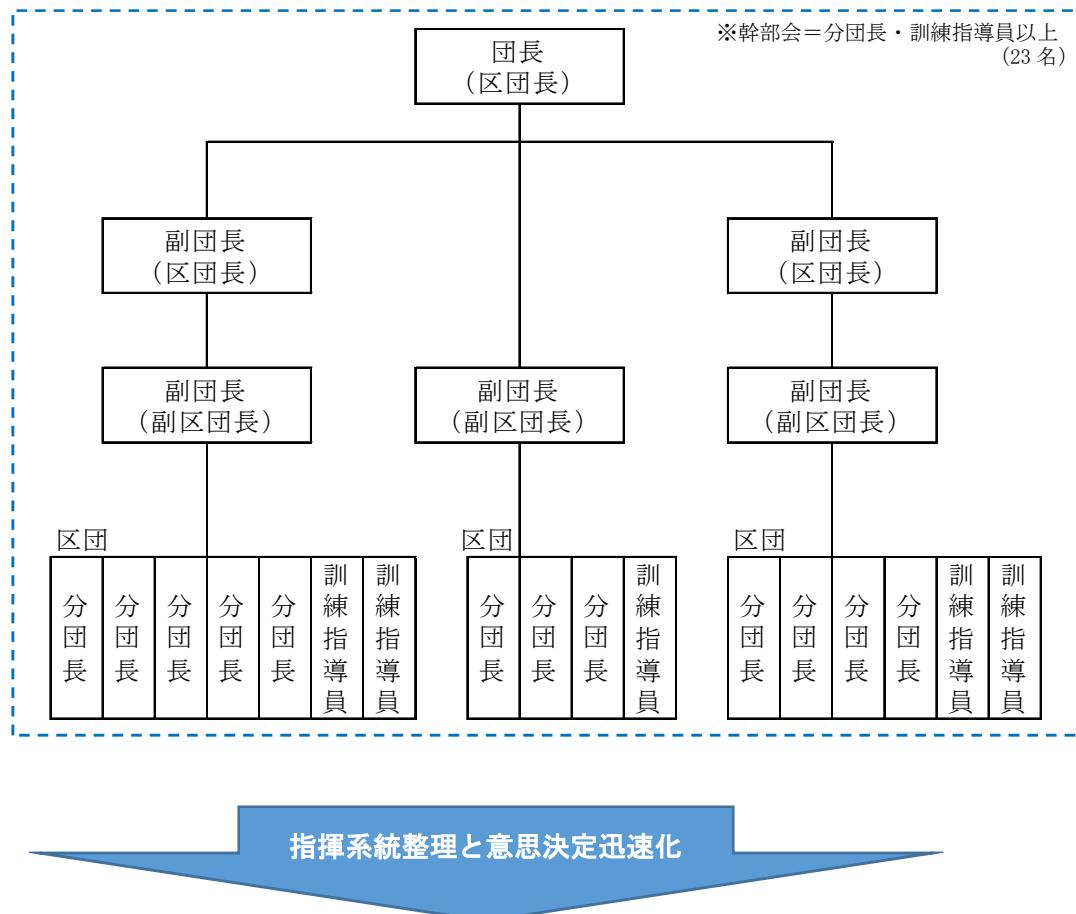
各区団の指揮は、区団長3名（各区団1名）が行います。区団長はこれまで団長・副団長として出席等をしていた、県や消防協会の会議・研修等には参加しないこととなり、負担を軽減（分担）します。

なお、区団長は、従前及び今後の副団長との業務負担が同等のものと見込み、退職報奨金等の格付は副団長階級とするものとします。

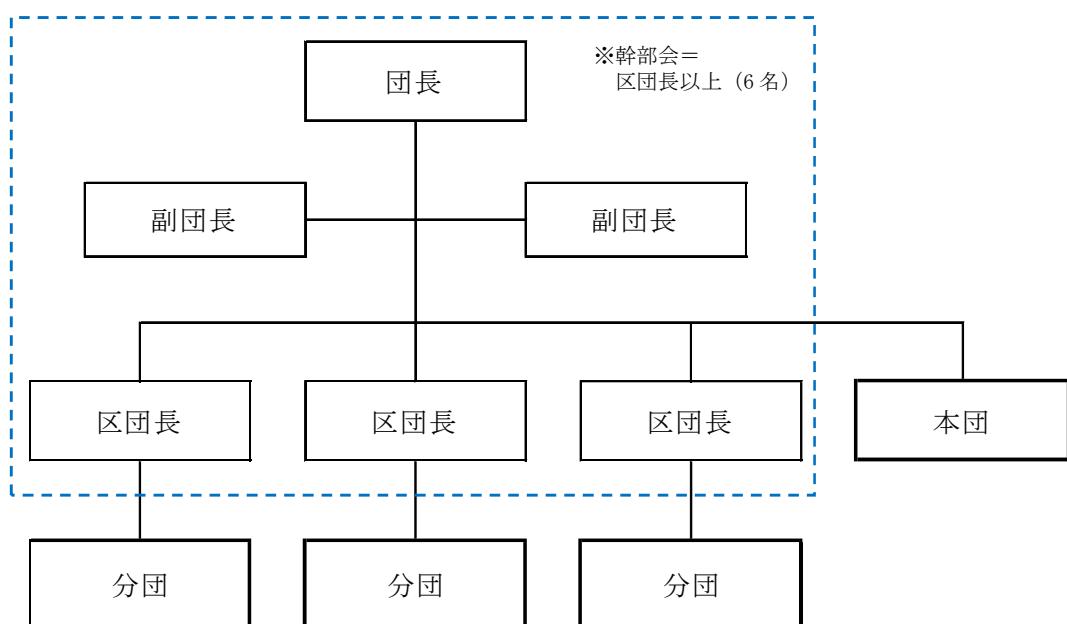
「幹部会」は23名での実施から団長・副団長・区団長の6名に改め、意思決定の迅速化と、分団長を含む幹部の負担軽減を図ります。

「幹部会」での決定事項等の分団長への情報共有や各分団からの意見集約等は「区団幹部会」により行うほか、消防団内で活用している情報共有アプリ「オクレンジャー」を積極的に活用することで、会議出席の負担を軽減しながら、情報共有や団内の連携等を維持していきます。

## ●これまでの幹部体制のイメージ



## ●新しい幹部体制のイメージ



## 【副団長階級の役割の整理】

副団長階級の役割等を次のとおり整理しました。

変更前	団長（兼区団長）1名、副団長（兼区団長）2名、副団長（兼副区団長）2名により、団全体及び区団を統括・指揮。
変更後	団長1名、副団長2名により団全体を統括・指揮。 区団長3名が区団を統括・指揮。

なお、役割等の整理に伴い、副団長階級の職（副団長と区団長）にあっては、報酬年額について、以下のとおり、他自治体の例等を参考にしながら、新たな職務内容等との均衡を図る必要があります。

### ●階級・職名別の報酬等（変更前後の比較）

変更前			変更後（案）		
階級	職	報酬（年額）	階級	職	報酬（年額）
副消防 団長	副消防団長兼区団長	240,000	副消防 団長	副消防団長	195,000
	副区団長	140,000		区団長	170,000

### ●本市と状況が類似している県内他市の報酬（年額）との比較（参考）

市町村名	報酬（年額）		副団長 人数	支団長等 人数
	副団長	支団長等		
伊達市	228,000	160,000	2	5
田村市	198,000	179,000	2	5
二本松市	190,000	180,000	1	4
喜多方市	177,000	177,000	1	5
平均	198,250	174,000	1.5	4.75

※本市と状況が類似している県内他市（支団長等を副団長階級に置いており、本市と報酬額が近い市）と比較した表。

## (2) 本団機能の強化

訓練指導員・ラッパ部等の本団機能については、各区団内に分散して配置していましたが、新たに消防団全体を統括する本団を配置することで、団全体に対して統一的な支援や訓練指導等を行える体制を整え、消防団活動の一体性をより高めるとともに、区団間の連携の強化を図ります。

### 【これまでの本団構成】

これまでの本団構成では、各区団内に本団（区団本団）があり、訓練指導員、ラッパ部員等が所属していました。

また、訓練指導員・副訓練指導員を総称して訓練部と呼称することはありましたが、組織上には明確に位置付けておりませんでした。

### 【新たな本団構成】

新たな本団構成では、消防団活動の一体性をより高めるとともに、区団間の連携を強化するため、団全体を統括する本団を配置します。

新たに庶務部、ドローン部、予防広報部を創設するとともに、訓練部、ラッパ部と合わせて本団を構成するものとします。

なお、火災・災害対応現場の弱体化を招かないよう、本団所属の団員は、必要に応じ、区団・分団・部等の所属と兼務が可能なものとします。

### ●本団各部の主な役割等

部門名	主な役割等（火災・災害対応等を除く）
庶務部 [新設]	団全体に係る各種連絡調整、団の会計
訓練部	団全体に係る訓練方針の立案、訓練の指導、評価、安全管理、知識技能の伝達等
ラッパ部	行事・式典におけるラッパ吹奏、団の規律維持と士気高揚を図る
ドローン部 [新設]	火災対応・行方不明者捜索の際、必要に応じドローンを操作し、現場状況の把握等を行う
予防広報部 [新設]	広報活動（防火広報、消防団のPR、団員募集等）、行事の司会進行等

※組織図は p. 21 下段参照

## 【ラッパ部の役割と処遇の見直し】

ラッパ部員については、これまで、式典等におけるラッパ吹奏等を主な出動機会としており、その活動内容の違い等から、一般の団員よりも年額報酬を低く設定していました。

団員数が減少している中、地域防災力を確保する観点から、今後はラッパ部員を含めた全団員が火災・災害対応等でも活躍できるよう体制を見直すべきであること、また、団員確保の観点から処遇を改善すべきであることから、役割の見直しと合わせ、以下のとおり、団員間の報酬格差の解消を図ります。

### ●階級・職名別の報酬等（年額）

区分		変更前の報酬	変更後の報酬（案）
班長	班長	46,500 円	46,500 円
	ラッパ班長	37,000 円	
団員	団員	36,500 円	36,500 円
	ラッパ手	27,000 円	

※ラッパ班長・ラッパ手のほか、ラッパ部長があるが、従前から部長と同額（55,000 円）としている。

### ▼式典におけるラッパ吹奏



### ▼ドローン活用（行方不明者捜索）



### (3) 機能別団員の活性化と連携強化

機能別団員は、主として、消防団員を3年以上経験し退団した方で、以下のような活動内容を行うため再入団した団員です。

体力の問題や仕事の都合で訓練などに参加できなくなってしまっても、無理のない範囲で活動できるメリットがあります。

#### [機能別団員の活動内容]

- ・防火広報活動（夜警等）
- ・他団体と連携したパトロール活動
- ・初期消火活動及び後方支援活動
- ・大規模災害時における消防団活動
- ・その他消防団長が特に必要と認める事務

機能別団員の制度は、本市においては平成28年12月から開始しました。

制度開始から10年目を迎えるにあたり、機能別団員各位の意向等を確認しながら、一般団員との連携強化と訓練参加等の推進を図り、活動を活性化していきます。

### (4) 消防水利、設備、車両、車両資機材等の計画的整備

団員が減少する中でも迅速かつ適切に消火活動や災害対応等が行えるよう、消防水利、設備、車両、資機材等の整備を図ります。

限られた資源を有効に利用するため、部の統合等を踏まえ、既存設備、車両、資機材等を適切に所管替えするなどの手法も活用し、装備の適正配備と充実を図ります。

### (5) 活動拠点（屯所）の集約等

消防屯所・車庫は、地域の防災・災害発生時の初動拠点として必要な施設であるため、今後も施設を維持していきます。

ただし、部の統合等に伴い、既存施設を活用しながら集約を検討していきます。

## （6）関係組織との連携強化

火災対策としては、火事を出さないことが最も肝要であるため、常備消防や女性防火クラブ（女性消防隊）と連携し、防火広報活動等に積極的に取組んでいく必要があります。

また、地域防災力の向上のためには、関係機関との密接な協力が不可欠であることから、消防団と関係機関（常備消防・女性防火クラブ・警察署・行政区・自主防災組織・防災士等）との連携強化を図ります。

## （7）定期的な訓練実施や消防学校での訓練受講等の推進

団員個々の知識・技能を向上させるため、消防団の主催等による定期的な訓練実施や、消防学校での訓練受講等を推進していきます。

また、消防団員は、その任務の性質上、火災や大規模災害等、危険な現場での活動を行うものであることから、団員自身の生命を守るため、安全教育も充実させていく必要があります。

▼分団実施の定期訓練



▼女性防火クラブと連携した  
広報活動（防火パレード）



### 3 消防団員の確保

現役団員からの加入呼びかけのほか、地域や市内事業所等との連携を深め、団員募集に引き続き取組みます。

市内の人口が限られている中で消防団員を確保していくため、今後、事業所に係る職域消防団員や、学生消防団員等の制度導入を検討していきます。

なお、令和5年度から、広報担当の団員により、消防団広報誌の定期的な発行や、SNS (Instagram) 等を活用した若年層へのPRを実施しています。

また、団員の多くは勤め先を持つ被用者であり、円滑な活動のためには、職場と家族の理解が不可欠です。団員負担の軽減を図り、活動への理解を得やすい環境をつくりながら、消防団への理解促進等に係る広報活動も行っていく必要があります。

広報活動に当たっては、若年層向け・家族向け・移住者向け等、ターゲットを明確にし、有効性の向上を図っていきます。

#### ●広報活動の例

▼SNS (Instagram)



▼広報誌発行



▼イベントでのPR



▼県と合同の企業訪問活動



## 第4章 スケジュール（案）

時期等	項目
R7年 7月17日	消防団組織等検討委員会（本報告書素案作成）
7月24日	消防団幹部会（本報告書決定）
11月6～7日	企画調整会議（パブリックコメント実施前）
11月13～14日	庁議（パブリックコメント実施前）
11月18～21日	地域協議会（パブリックコメント実施について）
12月	パブリックコメント実施 消防団長等推薦委員会
R8年 1月8～9日	企画調整会議（パブリックコメント実施結果）
1月26～27日	庁議（パブリックコメント実施結果）
1月30日	法規審査会
3月	定例議会上程（条例等改正について）
4月1日～	条例等施行 R8年度消防団人事案等反映
隨時	行政区と消防団との分団・部統合協議等
隨時	行政区長会等への方針報告

## 第5章 令和7年度南相馬市消防団組織等検討委員会委員名簿

No.	役職名	氏名	備考
1	委員長	片岡 芳廣	小高区団 本団 団長兼区団長
2	副委員長	佐藤 弘	鹿島区団 本団 副団長兼区団長
3	副委員長	藤田 代一	原町区団 本団 副団長兼区団長
4		山際 一義	小高区団 本団 副団長兼副区団長
5		伊佐見眞一	鹿島区団 本団 副団長兼副区団長
6		高野 晃一	原町区団 本団 副団長兼副区団長
7		佐藤 徳	小高区団 本団 分団長
8		相良 秀一	鹿島区団 第三分団 分団長
9		宍戸 健一	原町区団 第五分団 分団長
10		小泉 英明	南相馬消防署長
11		高橋 壱幸	南相馬消防署小高分署長
12		草野健一郎	南相馬消防署鹿島分署長